

寒川文書館管理運営規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、寒川文書館条例(平成18年寒川町条例第2号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、寒川文書館(以下「文書館」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 <u>文書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は午後5時までとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、寒川文書館条例(平成18年寒川町条例第2号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、寒川文書館(以下「文書館」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 <u>文書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、平成30年7月1日から施行する。</u></p>